

第2期 砂川市 子ども・子育て支援 事業計画 を策定しました

子育て支援係TEL 54-2121

市では、平成27年度から5年間の「砂川市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了したことから、令和6年度までの「第2期砂川市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画は、保護者に対し実施したニーズ調査や過去5年間の利用実績をもとに、これまでの取り組みの成果や課題の分析を行ったうえで、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、今後5年間の施策・目標などを定めました。



計画の位置づけ

本計画は、今後、市が子育て支援施策を計画的に実施するため、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、本計画は、市の最上位計画である「砂川市総合計画」のもと、市の関連個別計画との連携や整合を取った計画としていきます。



計画の策定体制

◎アンケート調査の実施

教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握するため、就学前児童の保護者および小学生の保護者に対し、「砂川市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」を平成31年1月に実施しました。

◎庁内会議の実施

庁内に「子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項について協議を行いました。

◎子ども・子育て会議の開催

関係者および市民の意見を広く聴取するため、保護者や子ども・子育て支援の関係団体・機関などにより構成される「砂川市子ども・子育て会議」を開催し、委員の皆さんから本計画に係る意見や審議をしていただき、検討・策定を進めました。

◎パブリックコメントの実施

市民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施し、市民の意見反映を行いました。

アンケート調査およびパブリックコメントの結果については、市役所情報公開コーナーおよびホームページで公表しています。



計画の期間

H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6
砂川市子ども・子育て支援事業計画									
			計画の策定		第2期砂川市子ども・子育て支援事業計画				



計画の体系

以下のような基本理念・基本的視点のもと、各種施策や事業を展開し、子育て支援の充実に向け取り組んでいきます。

基本理念

子どもの健やかな成長をみんなで支えるまちづくり

基本的視点

次世代を担う子ども一人ひとりが心豊かに育つことのできるまちづくり

基本施策

● 幼児期の教育・保育の充実 ● 子どもの居場所づくり ● 障がい児支援の充実

主な事業

○ 低年齢児保育（乳児） ○ 保育士などの育成 ○ 学童保育事業
○ 放課後子ども教室 ○ 子ども交流ゾーン ○ 児童発達支援
○ 通級指導教室 ○ 肢体不自由児療育訓練事業 など



基本的視点

保護者一人ひとりが喜びと生きがいを感じながら子育てをすることのできるまちづくり

基本施策

● 母子保健の充実 ● 親子のふれあいの場づくり ● 多様な子育て支援サービスの充実
● 情報提供・相談体制の整備 ● 経済的支援の実施

主な事業

○ 母子健康手帳交付・妊婦一般健康診査事業 ○ 乳児家庭全戸訪問事業
○ 子育て世代包括支援センター事業 ○ 地域子育て支援拠点事業
○ 保育所（園）開放事業 ○ 養育支援訪問事業
○ ファミリー・サポート・センター事業 ○ 一時預かり事業
○ 時間外保育事業（延長保育） ○ 利用者支援に関する事業
○ 乳児おむつ無料クーポン券支給事業 ○ 乳幼児等医療費助成事業 など



基本的視点

社会を構成する一人ひとりが子どもや子育て家庭への理解を深め、支え合うまちづくり

基本施策

● 児童虐待防止対策の充実 ● ひとり親家庭等の自立支援の推進
● 仕事と家庭の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の推進
● 経済的困難を抱える家庭への支援

主な事業

○ 家庭児童相談 ○ 要保護児童対策地域協議会
○ 民生児童委員協議会 ○ 母子・父子家庭相談
○ 児童扶養手当支給事業 ○ 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業
○ 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業 ○ 労働環境の改善促進
○ 就学援助制度 など



「第2期砂川市子ども・子育て支援事業計画」の詳細は、市役所情報公開コーナーおよび市ホームページにて閲覧できます。